



議案第三十二号

神倉地区小規模排水対策特別事業の経費の賦課基準並びにその徴収の
時期及び方法について

次のとおり神倉地区小規模排水対策特別事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称及び工事名
小規模排水対策特別事業
神倉地区暗渠排水及び区画整理工事
- 二 施行場所
三朝町大字神倉及び東小鹿地内
- 三 経費の賦課基準
事業費の二十五パーセント（暗渠排水工事は三十パーセント）を受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期
各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法
金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による